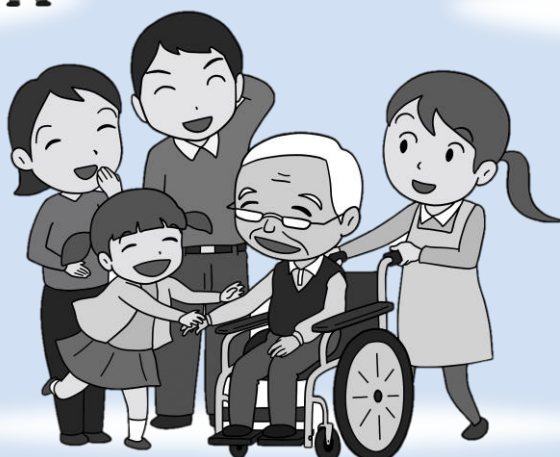


概要版

杉戸町高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



～誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち～



令和3年3月
杉戸町

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

本計画では、高齢者が生涯にわたり、住み慣れた地域で自分らしく暮らせることができるよう、高齢者を取り巻くライフスタイルやそれに伴う地域課題などの多様化を見据えながら、高齢者保健福祉、介護保険の体制を計画的に実現することを目的としております。

今後は、本計画を基本として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢期を迎えても、それぞれの豊かな経験やスキルを地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自らの意思でお互いに支え合いながら、支援を必要とする高齢者が抱える多様で複合的な生活課題について、住民や関係機関と行政が一体となって解決が図られるよう、地域づくりや包括的支援体制を引き続き推進します。

老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

また、本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第7期計画								
		(見直し)	第8期計画(本計画)					
					(見直し)	第9期計画		

2. 杉戸町における高齢者の状況

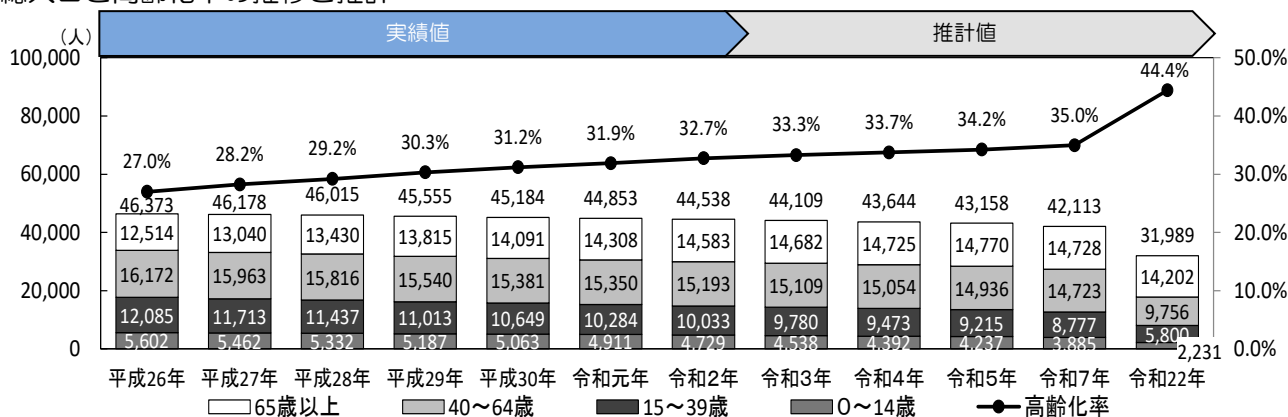
本町における総人口は、令和2年10月1日現在で44,538人。平成12年の47,336人をピークとして減少傾向に転じております。

65歳以上の高齢者人口は、令和2年10月1日現在で14,583人となっており、平成26年から令和2年にかけて、2,069人の増加で増加率が16.5%となっています。また、高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和2年で48.2%と、平成26年以降緩やかに増加しています。

高齢者数の推計をみると、令和3年から令和7年にかけて65~74歳の前期高齢者が減少しており、一方、75~84歳と85歳以上で増加していくことが予想されています。令和22年には、65~74歳の人口が再び増加することが予想されています。また、令和4年には、前期高齢者割合と後期高齢者割合の比率が逆転しており、後期高齢者数が増加していくことが予想されています。

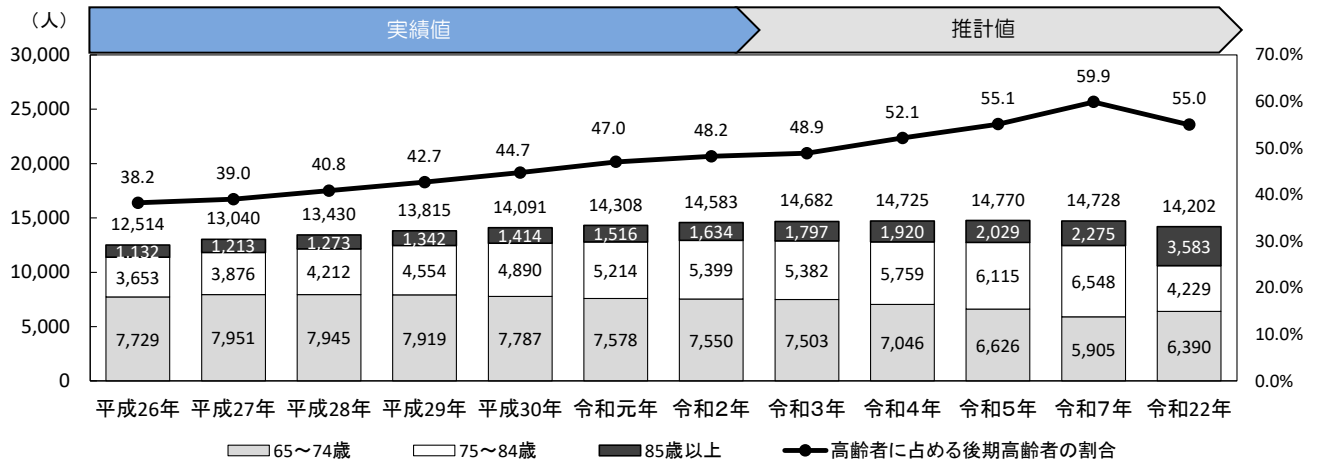
また、要介護(要支援)認定者数は、令和2年9月末現在で2,171人となっており、平成30年から令和2年にかけて192人の増加で、増加率は9.7%となっています。また、令和3年以降も増加していくことが予想されています。

■総人口と高齢化率の推移と推計



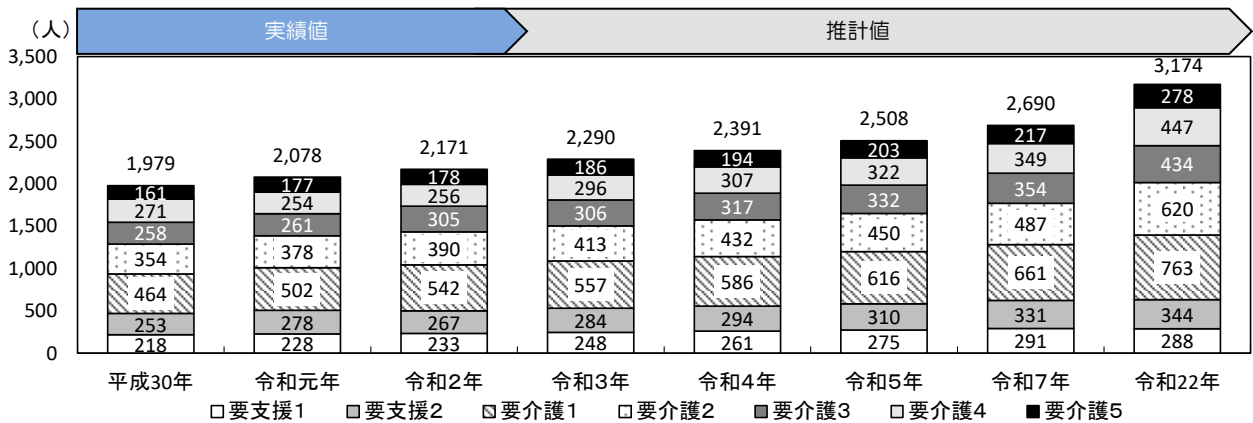
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

■高齢者数の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■要介護（要支援）認定者数の推移と推計



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、推計値は独自推計

3. 杉戸町が目指す将来像

本町では、第6次杉戸町総合振興計画の将来像を「みんなで育てるまち すぎと」とし、未来像においては、「自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」を掲げております。

第8期計画では、本町におけるこれまでの取り組みを踏まえながら、2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが求められています。

また、高齢者が生涯にわたり、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるとともに、積極的に社会とのつながり参画することで、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自分らしく安心して生活していくことができるよう、着実に計画を進めていく必要があります。

そこで、第8期計画では、杉戸町の高齢者を取り巻く社会情勢を見極めながら、新たな課題に対応していくため「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」を基本理念としました。

【基本理念】

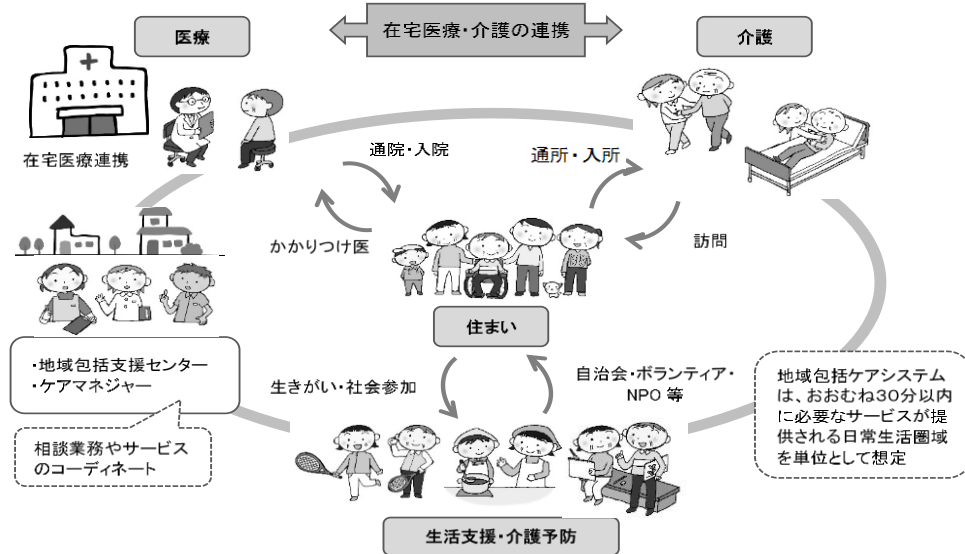
「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」

4. 計画推進に向けた方向性

第8期計画では、本町におけるこれまでの取り組みを踏まえながら、2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが求められています。そのため、引き続き地域の特性に応じ、介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいづくりの仕組みが身近な地域の中に用意され、それらのサービスや支援を活用しながら高齢者が希望する暮らし方を選択できる、地域包括ケアシステムの深化が重要です。

また、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、「公助」「共助」を基本としつつ、「自助」や「互助」と協働しながら地域で支え合う体制をつくっていくことが非常に重要となります。

■2025（令和7）年の地域包括ケアシステムの姿



■自助・互助・

共助・公助とは？

自助	他人の力によらず、当事者である自分（本人）の力だけで課題を解決すること。
互助	家族や地域の助け合い、ボランティア活動、NPOや協同組合などによる支援。
共助	社会保険や介護保険などの制度化された相互扶助。
公助	行政による支援。（社会保障制度・生活保護）

5. 計画の体系と施策の方向性

基本理念

「誰もがいきいきと
自分らしく暮らせるまち」

基本方針

- 基本方針1 健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）
- 基本方針2 在宅生活支援の充実
- 基本方針3 保健、福祉施設の確保・活用
- 基本方針4 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援
- 基本方針5 高齢者にやさしいまちづくりの推進

基本方針1 健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らせることができるよう、介護予防や健康づくりを推進していきます。また、高齢者自身の社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるよう、「新しい生活様式」による感染対策を取り入れながら、通いの場などの多様な介護予防の取組を推進していきます。

1 健康増進事業の充実

取り組み

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 各種健康診査

2 地域支援事業の総合的な推進

取り組み

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (2) 一般介護予防事業の充実



基本方針 2 在宅生活支援の充実

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の連携や認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策を推進していきます。

また、介護、予防、医療、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを引き続き深化・推進していきます。

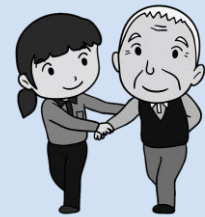
※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

1 生活支援等の充実

取り組み

- (1) 生活援助事業
- (2) 家事援助サービス
- (3) 高齢者の移送サービス
- (4) 交通機関の整備・改善
- (5) 給食サービス事業
- (6) ふれあい事業
- (7) 緊急通報システム整備事業



2 家族介護支援の充実

取り組み

- (1) 日常生活用具給付・貸与事業
- (2) 訪問理容事業
- (3) 紙おむつ等支給事業
- (4) 介護マークの普及促進

3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

取り組み

- (1) 地域ケア会議の実施
- (2) 適切なケアマネジメントの推進

4 相談支援・情報提供の充実

取り組み

- (1) 地域包括支援センターの総合相談支援業務



5 在宅医療・介護連携の推進

6 認知症施策の推進

取り組み

- (1) 認知症総合支援事業
- (2) 認知症サポーター養成講座
- (3) 認知症ケアパス

基本方針 3 保健、福祉施設の確保・活用

団塊の世代の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加や、今後右肩上がりが増えていく介護需要に対応するため、多様な介護の受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に関する情報など、県と連携を図りながらサービス基盤の整備を促進していきます。

また、すぎとピアなどの公共施設等を有効に活用し、健康づくりや生きがいがづくりの拠点とするとともに、高齢者が身近な地域で自主的な活動ができるよう支援していきます。

1 介護保険施設以外の入所・入居施設の確保

取り組み

- (1) 養護老人ホーム
- (2) ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅

2 既存施設の利用促進・有効活用

取り組み

- (1) 保健センターの活用
- (2) すぎとピアの活用
- (3) その他既存施設の有効活用

基本方針4 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

高齢者が生きがいを持ち、多様な地域活動への参加を通じて、地域とのつながりを保ちながら社会で役割をもって活躍できるよう、高齢者の就労や社会参加を促進していきます。

1 生きがい活動の充実

取り組み (1) 敬老事業 (2) 生涯学習活動 (3) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及

2 就労機会の充実

取り組み (1) シルバー人材センター (2) 就労の促進

3 自主的活動・地域交流の促進

取り組み (1) 老人クラブ活動 (2) 老人クラブ講師派遣事業 (3) 世代間交流 (4) 地域コミュニティ活動への参加支援 (5) 社会福祉協議会活動への支援 (6) ボランティア活動

4 生活支援サービスの体制整備

取り組み (1) 介護予防・生活支援サービスの体制整備



基本方針5 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせることができるよう、関係機関や庁内横断的な連携・協力のもと、災害や犯罪などから高齢者を守る安心・安全なまちづくりを構築していきます。また、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護の取組を推進していきます。

1 居住環境の整備

取り組み (1) 高齢者に配慮した町営住宅の普及促進 (2) 福祉のまちづくりの推進 (3) 公園・緑地などの整備 (4) 道路環境の整備

2 安全な生活の確保

取り組み (1) 防災対策 (2) 防犯対策 (3) 交通安全対策 (4) 消費者保護 (5) 緊急情報キット配布事業 (6) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 (7) 感染症発生時に必要な物資の確保（新規）

3 高齢者の権利擁護

取り組み (1) 福祉サービス利用援助事業 (2) 要支援者あんしん見守りネットワークの活用 (3) 成年後見制度（権利擁護業務） (4) 生活困窮者自立支援対策（新規）

4 保健・医療・福祉情報の提供

6. 介護保険サービスについて

高齢者が介護保険を利用して安心した老後の生活を送るためには、制度の円滑かつ安定した運営が前提となります。介護が必要となってもできる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、利用者の状況やニーズに基づき、適切な介護サービスが総合的かつ公平に提供できるよう努めます。

(1) 介護給付の充実

要介護認定を受けた場合であっても、本人の希望に応じ住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、居宅介護サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。また、在宅での生活が困難になった場合にも地域での生活が継続できるよう、介護施設の充実を図ります。

(2) 予防給付の充実

要支援認定者について、要介護認定度の重度化の防止・改善を目指し、必要な方が適切に利用できるよう、サービスの充実を図ります。

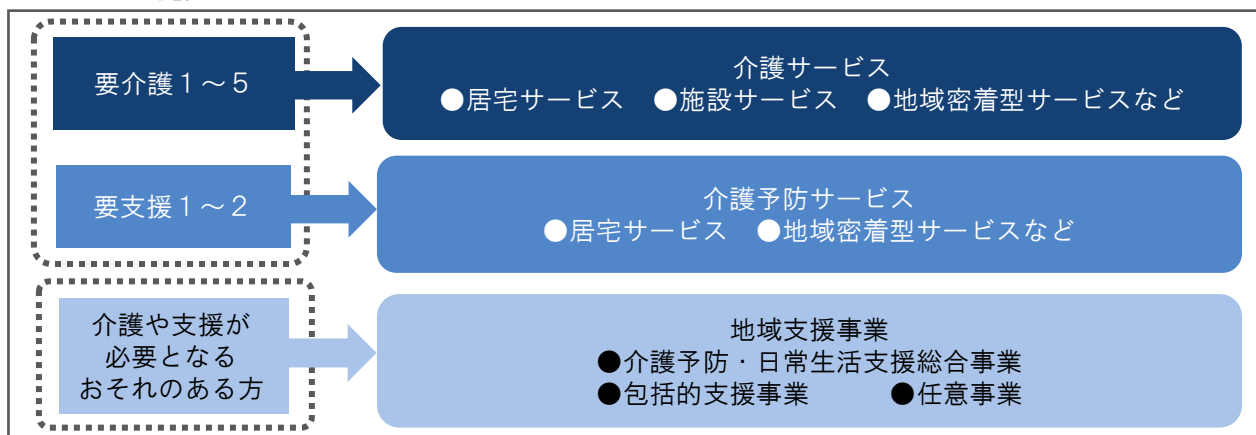
(3) 地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、介助が必要となった場合においても、重度化を防止し、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう訪問型サービスや通所型サービスの充実を図ります。また、地域包括支援センターにおいては、総合的なケアマネジメントを担う中核機関の役割を担いつつ、関係機関や団体との連携を密にし、認知症施策や在宅医療・介護連携等への取組を推進します。

(4) 介護保険事業の推進と評価

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、第7期計画に引き続き介護給付適正化の事業として、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知の5事業について、利用者への適切なサービスを提供できる体制を整備し、より効率的で効果的な取組を進めていきます。

■サービスの提供イメージ



7. 介護保険サービス一覧

(1) 居宅介護サービスと介護保険施設サービス

居宅介護サービス・介護予防サービス	(1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 居宅療養管理指導 (6) 通所介護	(7) 通所リハビリテーション (8) 短期入所生活介護 (9) 短期入所療養介護（老健・病院等） (10) 特定施設入居者生活介護 (11) 福祉用具貸与 (12) 特定福祉用具購入
住宅改修・介護予防住宅改修	住宅改修	
居宅介護支援・介護予防支援	居宅介護支援・介護予防支援	
介護保険施設サービス	(1) 介護老人福祉施設 (2) 介護老人保健施設	(3) 介護療養型医療施設 (4) 介護医療院

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス	(1) 夜間対応型訪問介護 (2) 認知症対応型通所介護 (3) 小規模多機能型居宅介護 (4) 認知症対応型共同生活介護 (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護	(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (8) 看護小規模多機能型居宅介護 (9) 地域密着型通所介護
-------------------------	--	--

(3) 地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	(2) 一般介護予防事業
包括的支援事業	(1) 地域包括支援センターの運営 (2) 在宅医療・介護連携の推進	(3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援サービスの体制整備
任意事業	(1) 介護給付費適正化事業	(2) その他の事業

8. 65 歳以上の方の介護保険料

第 8 期における第 1 号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなります。第 1 号被保険者の月額保険料（基準額）を 4,639 円とし、不足する財源は、第 7 期までの保険料剰余金を積み立てしている介護給付費準備基金を取り崩して充当します。また低所得者（町民税非課税世帯）の負担軽減措置として公費による保険料の軽減を予定しております。

単位：円

所得段階	負担割合	対象となる方	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第 1 段階	0.50 (0.30)	生活保護を受けている方・老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2,320 (1,392)	27,900 (16,800)
第 2 段階	0.70 (0.45)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	3,248 (2,088)	39,000 (25,100)
第 3 段階	0.75 (0.70)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	3,480 (3,248)	41,800 (39,000)
第 4 段階	0.90	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4,176	50,200
第 5 段階	1.00	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	4,639	55,700
第 6 段階	1.20	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	5,567	66,900
第 7 段階	1.30	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	6,031	72,400
第 8 段階	1.50	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	6,959	83,600
第 9 段階	1.70	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	7,887	94,700
第 10 段階	1.80	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	8,351	100,300
第 11 段階	1.90	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	8,815	105,800

注：カッコ内数字は、低所得者（町民税非課税世帯）の負担軽減措置を行った後の数字です。



杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

発行：令和3年3月

編集：杉戸町 高齢介護課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2 丁目 9 番地 29 号

電話：0480-33-1111（代表） FAX：0480-33-6484

URL：http://www.town.sugito.lg.jp/